

私有林家の造林地集積の過程

上富良野町での一例

柳 生 修

はじめに

本道の全林野面積は 581 万 ha で、そのうち 65%を国、道有林が所有し、大きなウェイトを占めている。一方、151 万 ha の私有林（市町村有林等を除く）があり、人工造林の進展からみれば、カラマツを中心とした造林地がすでに 50 万 ha にもおよび、非常に重要な部分をなしている。これは、ごく少数の会社有林等を除いて、農家の所有を中心とした小ないしは中規模な林地の単なる集合という制約 - すなわち、各林家が林業を主業とすることの困難性 - をもつが、天然林での資源の枯渇ともあいまって、今後とも木材供給の役割りを期待されるであろう。

ことに上川南部、十勝、網走の 3 地方はカラマツの主要な産地として注目されている。ここでは私有林の実態を知るために、上川南部でも最も造林先進地といわれている上富良野町で行なった林家の造林地の形成の過程を中心とした調査を一事例として紹介したい。調査した林家は、この町の奥地にあたる日新地区に戦前から農家として定着し、昭和 10 年代から造林を進め現在、中ないし大規模な林家として自立している S 一族のうちの 3 林家である。

上富良野町の概況

この町の林野面積等町勢の一端を示すと表 - 1 のようである。これによると林野率 55%で平場農村としては高く、やや農山村に近い。林野のうち 6,368ha、49%が私有林で、国有林は 3,120 ha（うち除地、更新困難地が 1,802 ha）、その他は自衛隊演習地 3,074 ha 等である。

したがって、生産的な林地のほとんどが私有である。耕地は 58%が畑地で、これの多くは十勝山系の山麓部を占め、いわゆる農廢地造林の主要な場となっている。職業別の戸数は全体の 27%を占める農家と 26%の公務員（主に自衛隊関係）が主体である。また、主要な産業は農業であるが、畑作地域での離、脱農が続く一方で、水田地域でのいわゆる減反政策による休耕、転作田は昭和 48 年には 1,291 ha に達し、全体の半数をこえるという状況にある。

当町の昭和 48 年の私有林野所有状況は表 2 のとおりであり、30~50 ha および 50~100 ha 層の規模の比較的大きいことと、両者の人工林化の高い水準が注目される。造林樹種と

表 - 1 上富良野町の林野面積（昭和 47 年）

総面積	23,896 ha	
林野面積	13,082 ha	
耕地	田	2,335 ha
	畑	3,265 ha
	総数	5,631 ha
総人口	15,415 人	
職業別戸数	農家	969 戸
	公務員	940 戸
	総数	3,560 戸

注：北海道市町村勢要覧昭和

47 年版（北海道）より作成

してはカラマツが圧倒的に多く 89%で、全体の齡級構成は表 - 3 のとおりである。ほぼ 3/4 まだが 齡級以下で、農廢地の増大を一つの背景とした昭和 35 年以降の造林であるのが注目されるが、一方他の町村から見ると古い造林地も多くみられる。

表 - 2 上富良野町における私有林の構成 (昭和 48 年)

総 数	1 h a 未 満	1 ~ 5 h a	5 ~ 30 h a	30 ~ 50 h a	50 ~ 100 h a	100 h a ~
1,014 戸 (%)	20.7	45.0	31.3	1.7	1.2	0.1
6,368 h a (%)	1.7	19.4	51.7	10.3	14.3	2.6
一戸当たり (h a)	0.5	2.7	10.4	38.5	70.0	170.0
人工林率 (%)	62	70	69	76	79	37

注：昭和 49 年度資源表 (林務部) より作成

表 - 3 上富良野町における人工林齡級配置 (昭和 48 年)

総 齡 級										
5,057 h a (%)	18.9	31.9	23.8	10.3	4.4	4.4	4.0	2.1	0.1	0.1

注：昭和 49 年度人工林資源表 (林務部) より作成

S 家の入植経過

上富良野の開拓は富良野盆地地域としては早く、明治 30 年の三重県団体の入殖をもって本格化するが、それ以降はうっそうたる原生林地帯であり、開拓の展開とともに急激な変化をとげたという。そして、この地域は大地籍無償払い下げのピークであった明治 30 年の「国有未開地処分法」の施行時期と開拓期が一致しており、大農場や実質的には原生林の伐採、販売が目的の「木伐り」牧場が非常に多く存在していた。したがって、初期の入植者には小作人や、木材伐出関係の定住しない稼ぎ入等が多く含まれていた。

S 一族各家の現在の戸主はおもに 3 代目にあたり、年齢は 40~50 歳台である。初代は四国香川県の農家の出身であり、明治 36 年に当町東中地区に農業小作として入殖した。これは単独入殖で、当時の家族は妻、長男 (9 歳)、次男、長女の 5 人であり、その後男 3 人、女 2 人をもうけた。東中地区は現在水田地帯となっている平坦地であるが、当家は入殖後 12 年にして大正 4 年には日新地区鱒の沢に転住した。ここは明治 43 年に、「木伐り」牧場である第一作佐部牧場が設立され、大正 2 年に売却されて細野農場となったところであり、面積約 600 町歩の山地斜面で豆、麦、そば、なたね等の畑作地であった。

S 家が小作の状態のまま、この転住をした理由は明らかでないが、この後すぐにおとずれる豆景気によって、大正 6、7 年頃には馬 9 頭をもつ農家に成長していたという。一方、大正 15 年には自作農創設維持補助規則が制定され、当町においても農場、牧場の解放運動が興り、昭和 12 年にはついに細野農場も大地小作人に払い下げられることとなった。この時の買入れ資金は、道庁からの低利長期の借入金で調達され、1 戸当り払い下げ面積は 17~18 町であった。したがって 35 戸分程度となるが、実際にはこれより少数の世帯しか存在しなかったという。S 家

はこの時、農家として経済的にある程度安定していたこともあって、山林 80 町歩を含む 160 町歩を購入したといい、このためにまだ独立していない家族や使用人が名義上の所有者となったという。すなわち、S 家は昭和 10 年代には、この地域の 1/4 以上の土地を所有する大規模な農家として自立したのである。

各家の造林地集積過程

S 一族のうち 3 戸について検討したが、これは森林調査簿上では異なった名義であっても、実質的には同一の経営の単位とみなしうるものを 1 戸として考えたものである。すなわち本家筋にあたる S - I 家は父親（すでに死去）、兄（医師）と当主、S - 家は父親と当主、S - 家は姉、息子 2 人と当主というように名義上は分割された林地を経営している。S - I 家は所有林野面積 287.68ha で人工林率 52%（うちカラマツが 96%）、S - 家は同様に 132.56 ha で 77%（97%）、S - 家は 69.88 ha で 78%（81%）となっている。ここでは S - 家の人工林率が非常に高いこと（S - I 家も昭和 49 年の調査時に 10 ha の団地造林を行っており今後急激に造林を進める意向）と、そのなかでもカラマツが圧倒的な部分を占めていることが指摘できる。

S - I 家の期間毎の造林地集積の経過を示すと表 - 4 のとおりである。この表から注目すべきことは、3 者とも戦前の段階ですでに現存の全人工造林地の 20~28% に相当する多くの造林をしていたことと、昭和 35~40 年と 41~44 年の間すなわち高度経済成長期に、全体の 50~60% の造林地を集積したことである。このうち、戦前のものはそのほとんどが自家の農廢地造林であったという。ただ、例外として S - 家での昭和 15 年の 13.92 ha の造林がある。これは偶然生け捕りにした“つがいのタヌキ”が高価に売れたので、その代金の有効な投資法として造林をしたといい、土地は本家に買い与えられたもので一部の開墾を進めていた所である。ところで、ここでの農廢地は農耕不適地といった方が妥当（この地区では豆や除虫菊が好況な時期にその作付する限界を越えた山地斜面まで作付された）な場所も多くある。しかし、とも

表 - 4 S ~ 家の人工造林地の集積経過

期間	S - 家		S - 家		S 家	
	造林面積 (ha)	割合 (%)	造林面積 (ha)	割合 (%)	造林面積 (ha)	割合 (%)
昭和 11 - 20 年	42.32	28.2	20.32	20.4	14.44	26.4
21 - 25 年	3.08	2.1	2.32	2.3	1.68	3.1
26 - 34 年	21.20	14.1	11.92	12.0	4.76	8.7
35 - 40 年	28.28	18.8	21.72	21.8	15.52	28.3
41 - 44 年	46.64	31.1	39.36	39.	12.92	23.6
45 - 48 年	8.56	5.7	3.84	3.96	5.44	9.9
計	150.08	100.0	99.48	100.0	54.76	100.0

かくも元来自己の所有林地が、現在の林分構造のなかで大変重要な部分となっていることに注意すべきである。また、昭和 35 年以降の造林地は 2 つの部分すなわち 1 つは馬鈴薯作の衰退による農廢棄

注：昭和 49 年度森林調査簿（林務部）及び各家の聞き取りにより作成

他は従来放置されていた奥地二次林等での林種転換によるものから々々している

造林にかかわる労働力、資金等

S家は土地払い下げを受けた頃にはすでに2代目への分家を始めていた。これは適当な農地プラス林地等という農業経営の基盤を単位とした土地の分割を伴って進み、兄弟すべてがこの地区に農家として定着した。したがって、造林を含めて各分家の農業経営は本家を中心として推進されていたといえる。

S一族の造林は現在S-家の所有となっている昭和11年の1.24haと2.44ha(ともに自家農廢地跡)のものが最初である。しかし戦前は昭和15年以降の造林が多く、これは戦時の農村労働力の減少によって耕作放棄を余儀なくされた土地へのものが大部分であった。この当時の労働力は自家のものと、昭和15年までは各家毎に数人いた山形、岩手方面からの住み込み夏期間出稼ぎ労働者、その後は戦時下でのいわゆる援農の学生があてられた。戦後についても昭和24、5年には出稼ぎ労働者の雇用が再開され、各家毎に数人が農業、造林等の各種作業に家族とほとんど同様の形態で使用されていた。これは、高度経済成長による農村労働力の都市への流出が増加する昭和35年頃まで、夏期間定期的に継続された。そして、その後最近までは比較的豊かに存在していた自家および近辺の農家等から労働力が調達されていたが、近年に至って森林組合への造林等の請負いが全面化したという。すなわち、造林労働力はごく近年まで家族労働と、調達が容易で安価な準家族労働とでもいうべきものによっていたといえる。

つぎに造林のための資金についてみると、戦前は苗木代が主であったがいカラマツ苗木は地元の業者を介して長野から買入れたといい、公的資金の援助は受けず農業収益の余剰によった。戦後は昭和35年頃まで、苗木は地元で調達可能になった以外戦前とほぼ同様であったが、以降の大規模な造林には造林補助金の果たした役割を見落せない。すなわち、S-I-家は昭和36~48年(41年は不明)間に各々2,529千円(面積55.42ha)、1,259千円(22.84ha)、956千円(29.47ha)という補助金を受けており、厳密な意味ではないが筆者の感じとして、比較的優遇された受給状態であったと思われる。また、ことに最近では、持山での間伐材の代金が造林等にも充当されており、大いに注目されるところである。

昭和30年以降の各家の林地購入はS-I家で37年に10ha、46年に20haであり、S-家、家は表-5、6のとおりである。これによると購入した土地の量的側面とともに、その質的側面すなわちそのほとんどが離農(もしくはその前段としての経営縮小)跡であることに注意を要する。なお、つけ加えるならば、S-I-家での澱粉工場の操業について述べておかなければならない。これはS-家では戦前から、S-I家では昭和25年から40年頃まで操業していたもので、この地域での馬鈴薯およびそれによる澱粉の生産と流通を支配していたといえる。すなわち各家はその時々に応じて農業収益の余剰および農村工場の操業による収入、加えるに造林補助金や間伐収入等という、比較的豊かな資金源をもって高度経済成長期にも林地の購入

や造林を強力に進めてきたのである。

表 5 S - 家の林野購入

年 度	面 積 (h a)	地 目	売 払 理 由
昭和 30 年	15	山林及び農地	離 農
34	15	"	経 営 縮 少
41	5	山 林	離 農
43	3	原 野	"
	15	山 林	"
	26	"	買 換 替 え
45	5	"	離 農
計	84		

表 - 6 S - 家の林野購入

年 度	面 積 (h a)	地 目	売 払 理 由
昭和 30 年	3.30	山 林	経 営 縮 少
40	3.00	山林及び農地	"
41	3.40	山 林	"
44	3.00	"	離 農
	3.25	"	"
45	3.25	"	"
46	4.60	"	"
48	3.30	"	"
計	27.10		

ま と め

以上 S 一族の造林地形成の概要をごくおおまかに述べてきたが、造林の手法や撫育法については何ら触れないできた。これは、いわば有名林業地のように地域として特殊な経営技術や生産技術が現在のところみうけられないからである。ただ、ここで極めて特異な例ではあるが、昭和 29 年にこの地方一帯をおそった湿雪による被害に対してとった処置について示すことができる。これは 3 月 1 日に前日来の雨が雪になるとともに、樹木に凍結し、その重みで折れたりひどく曲ったりしたもので、この時 S - 家の先にも述べた 14 年生の 13.92 ha の林分も重大な被害を受けた。これに対して、1 本 1 本の木を起こし、それぞれを直立させてなわで結び合せたという。こうして回復に数年を要したが、その間に枯れたものもあり、いわゆる自然間引き的なこともあって、現在では非常に優良な林分となっている。

また一方、この一族の林地は住居を中心として、その近辺に外延するという極めて良好な地利を占めており、森林造成の各過程で平均的な技術のより濃密な施行がみられる。こうして、現所有林分の中核をなす戦前の造林地の周密な手入れによる良好な状態や、カラマツとしては高い伐期齢を実現しようとしているのである。すなわち、S 一族は先にも述べたように間伐収入 - 林地からの収入 - を造林や作業道の整備等の費用として林地へ再投資する一方で、技術の面では量から質への飛躍の可能性（早期の強度間伐や、伐期延長等々）を示しつつ、自立した林家経営の方向を追求しているものといえる。

お わ り に

ここで検討した S 一族は林業の側面からみれば、中ないし大規模なものとして順調に発展してきており、肯定的に考えられるが、農業経営との関連ではなお一層検討されるべきこともある。こうした意味で厳密な林家形成の考察とはいいいないし、S 一族が林家一般の代表例ともいえないであろう。くり返すが、ここでは限られた一町村での一事例を示したにすぎない。

(経営科)